

岩手県告示第758号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成24年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 設置をする者の名称 イオンタウン株式会社

イ 設置をする者の住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ウ 法人の代表者の氏名 大門淳

(2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) イオンタウン釜石

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

ア 所在地 釜石市港町二丁目51番41

イ 敷地面積 28,996平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗、飲食店、遊技場等

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 54,155平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 54,155平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 工業専用地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 開発行為非該当

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成25年2月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成25年11月20日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

ア 利用者の人数の見込み 1日当たり18,272人

イ 集客予定区域 新設予定地から半径10キロメートルの圏内（主に釜石市及び上閉伊郡大槌町南部）

2 届出年月日 平成24年11月2日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成24年11月9日から平成25年1月9日まで

(2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに釜石市役所、大船渡市役所、遠野市役所、住田町役場及び大槌町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成24年11月16日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。